



島根県報

平成24年4月1日（日）

号外第72号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁港の指定の取消し	（漁港漁場整備課）	2
漁港の指定内容の変更	（ " ）	2
海岸保全区域の指定	（ " ）	4
海岸保全区域の指定の一部改正（2件）	（ " ）	5

告 示

島根県告示第217号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、五十猛漁港については、その指定を取り消す。

平成24年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第218号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、和江漁港の区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成24年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 水域**(1) 和江地区**

次のア点からオ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- ア点 北緯35度12分35秒4977
東経132度27分57秒7954
- イ点 北緯35度12分46秒7207
東経132度27分41秒8365
- ウ点 北緯35度12分59秒8109
東経132度27分51秒1232
- エ点 北緯35度13分03秒0956
東経132度28分04秒3919
- オ点 北緯35度13分01秒9334
東経132度28分06秒2920

(2) 五十猛地区

次のア点及びイ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- ア点 北緯35度11分01秒5319
東経132度24分56秒8454
- イ点 北緯35度11分26秒1076
東経132度25分03秒5253

2 陸域**(1) 和江地区**

1の(1)のエ点、オ点、次のカ点、キ点、ク点、ケ点、コ点、サ点、シ点、ス点、セ点、ソ点、タ点、1の(1)のア点、イ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域

- カ点 北緯35度13分01秒1071
東経132度28分07秒5963
- キ点 北緯35度12分56秒9176
東経132度28分05秒4547
- ク点 北緯35度12分52秒3872
-

東経132度28分09秒4277
ケ点 北緯35度12分43秒9063
東経132度28分05秒9183
コ点 北緯35度12分39秒5366
東経132度28分03秒9003
サ点 北緯35度12分36秒6775
東経132度28分05分5032
シ点 北緯35度12分35秒0058
東経132度28分04秒8905
ス点 北緯35度12分37秒5596
東経132度28分02秒3057
セ点 北緯35度12分34秒7758
東経132度27分58秒8231
ソ点 北緯35度12分35秒3015
東経132度27分58秒1414
タ点 北緯35度12分35秒2621
東経132度27分58分0841

(2) 五十猛地区

1の(2)のア点、イ点、次のウ点、エ点、オ点、カ点、キ点、ク点、ケ点、コ点、サ点、シ点、ス点、セ点、ソ点、
タ点、チ点、ツ点、テ点、ト点、ナ点、ニ点、1の(2)のア点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域

ウ点 北緯35度11分22秒5283
東経132度25分07秒3117
エ点 北緯35度11分18秒2233
東経132度25分05秒1730
オ点 北緯35度11分15秒0911
東経132度25分06秒4251
カ点 北緯35度11分14秒7288
東経132度25分10秒7727
キ点 北緯35度11分16秒2639
東経132度25分12秒6680
ク点 北緯35度11分16秒8521
東経132度25分14秒2204
ケ点 北緯35度11分15秒7755
東経132度25分17秒7190
コ点 北緯35度11分13秒5052
東経132度25分20秒7367
サ点 北緯35度11分11秒7013
東経132度25分21秒3487
シ点 北緯35度11分09秒9003
東経132度25分21秒2495
ス点 北緯35度11分06秒2249
東経132度25分18秒3240

セ点 北緯35度11分05秒2531
東経132度25分19秒7905

ソ点 北緯35度11分02秒3273
東経132度25分20秒1690

タ点 北緯35度10分59秒5952
東経132度25分20秒8062

チ点 北緯35度10分57秒9175
東経132度25分18秒8511

ツ点 北緯35度10分56秒9194
東経132度25分16秒6104

テ点 北緯35度10分57秒5364
東経132度25分12秒7678

ト点 北緯35度10分56秒9010
東経132度25分10秒2055

ナ点 北緯35度10分56秒6874
東経132度25分07秒0526

ニ点 北緯35度10分57秒4463
東経132度25分03秒4100

島根県告示第219号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

海岸保全区域の指定（平成9年島根県告示第617号）は、廃止する。

平成24年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海岸の名称				指定区域	点の位置
沿岸名	漁港名	地区 海岸名	地先 海岸名		
島根	和江	和江	渡瀬	基点1から基点4までを順次結んだ線及び基点4、補助点3、補助点2、補助点1、基点1を順次結んだ線により囲まれた区域	1 基点の位置 基点1 北緯35度12分35秒2621 東経132度27分58秒0841 基点2 北緯35度12分35秒3015 東経132度27分58秒1414 基点3 北緯35度12分38秒7835 東経132度28分02秒5809 基点4 北緯35度12分40秒0176 東経132度28分03秒2229 2 補助点の位置 補助点1 北緯35度12分35秒4977 東経132度27分57秒7954 補助点2 北緯35度12分38秒3905

					東経132度27分54秒3041 補助点 3 北緯35度12分41秒5685 東経132度27分57秒6892
	五十猛	古浦	基点 1 から基点10までを順次結んだ線及び基点10、補助点 4、補助点 3、補助点 2、補助点 1、基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域	1	基点の位置 基点 1 北緯35度10分57秒6581 東経132度25分14秒2516 基点 2 北緯35度10分57秒3088 東経132度25分15秒2519 基点 3 北緯35度10分57秒7850 東経132度25分18秒4430 基点 4 北緯35度10分59秒2757 東経132度25分20秒1458 基点 5 北緯35度11分00秒1402 東経132度25分19秒7984 基点 6 北緯35度11分00秒1564 東経132度25分20秒0337 基点 7 北緯35度11分01秒4694 東経132度25分19秒2953 基点 8 北緯35度11分01秒8397 東経132度25分19秒7624 基点 9 北緯35度11分02秒4963 東経132度25分19秒6361 基点10 北緯35度11分03秒3285 東経132度25分18秒9260 2 補助点の位置 補助点 1 北緯35度10分58秒3229 東経132度25分14秒2773 補助点 2 北緯35度10分58秒6387 東経132度25分17秒9027 補助点 3 北緯35度11分00秒2314 東経132度25分19秒0605 補助点 4 北緯35度11分02秒9896 東経132度25分17秒6747

島根県告示第220号

海岸保全区域の指定（昭和55年島根県告示第445号）の一部を次のように改正する。

平成24年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表島根沿岸五十猛漁港五十猛地区海岸五十猛地先海岸の項を削る。

島根県告示第221号

海岸保全区域の指定（昭和57年島根県告示第592号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表島根沿岸五十猛漁港五十猛地区海岸小浦及び古浦地先海岸の項を削る。